

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- 平成23年の調査によると、女性の10.6%、男性の3.3%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と回答。
- 被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」等の困難な状況に直面。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の92.7%が女性（平成25年）。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に238か所（平成26年3月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成24年度に寄せられた相談件数は8万9,490件）。
- 平成25年中の警察における配偶者からの暴力事案認知件数は4万9,533件で法施行後最多。同事案における検挙件数は4,405件。
- 配偶者暴力防止法施行後平成25年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は2万5,271件。

第2節 性犯罪の実態

- 平成25年中の強姦の認知件数は1,410件、また、強制わいせつの認知件数は7,672件で、いずれも前年比増加。
- 平成23年の調査によると、これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.7%。若年・低年齢時の被害が多い。
- また、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は67.9%。

第3節 売買春の実態

- 平成25年中の売春関係事犯検挙件数は1,268件で、前年比減少。
- 平成25年中の要保護女子総数は939人で前年より増加し、そのうち未成年者が占める割合も35.3%と前年比増加。
- 平成25年中の児童買春事件の検挙件数は、709件で前年比増加。

第4節 人身取引の実態

- 平成25年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は17人で、減少傾向。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成25年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は9,230件。

第6節 ストーカー行為の実態

- 平成25年中のストーカー事案の認知件数は2万1,089件、検挙件数は1,889件。

第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)を実施した。同調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,598人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1、2度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっている(Ⅰ-3-1図)。

(様々な困難な状況に置かれる被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調

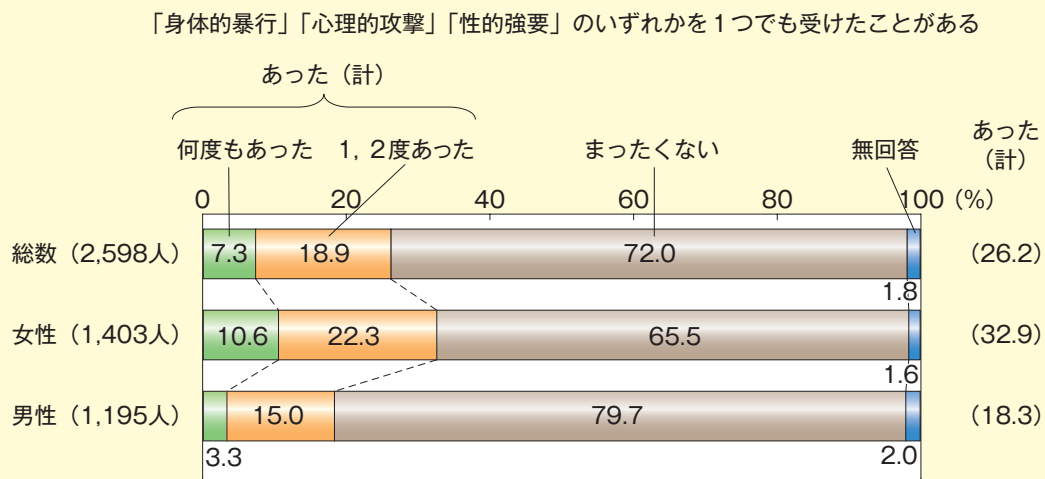
査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月に公表した。調査結果によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた(Ⅰ-3-2図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成25年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行は4,444件、そのうち4,120件(92.7%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は155件中106件(68.4%)と、やや低くなっているが、傷害は2,154件中2,015件(93.5%)、暴行は2,135件中1,999件(93.6%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている⁸(Ⅰ-3-3図)。

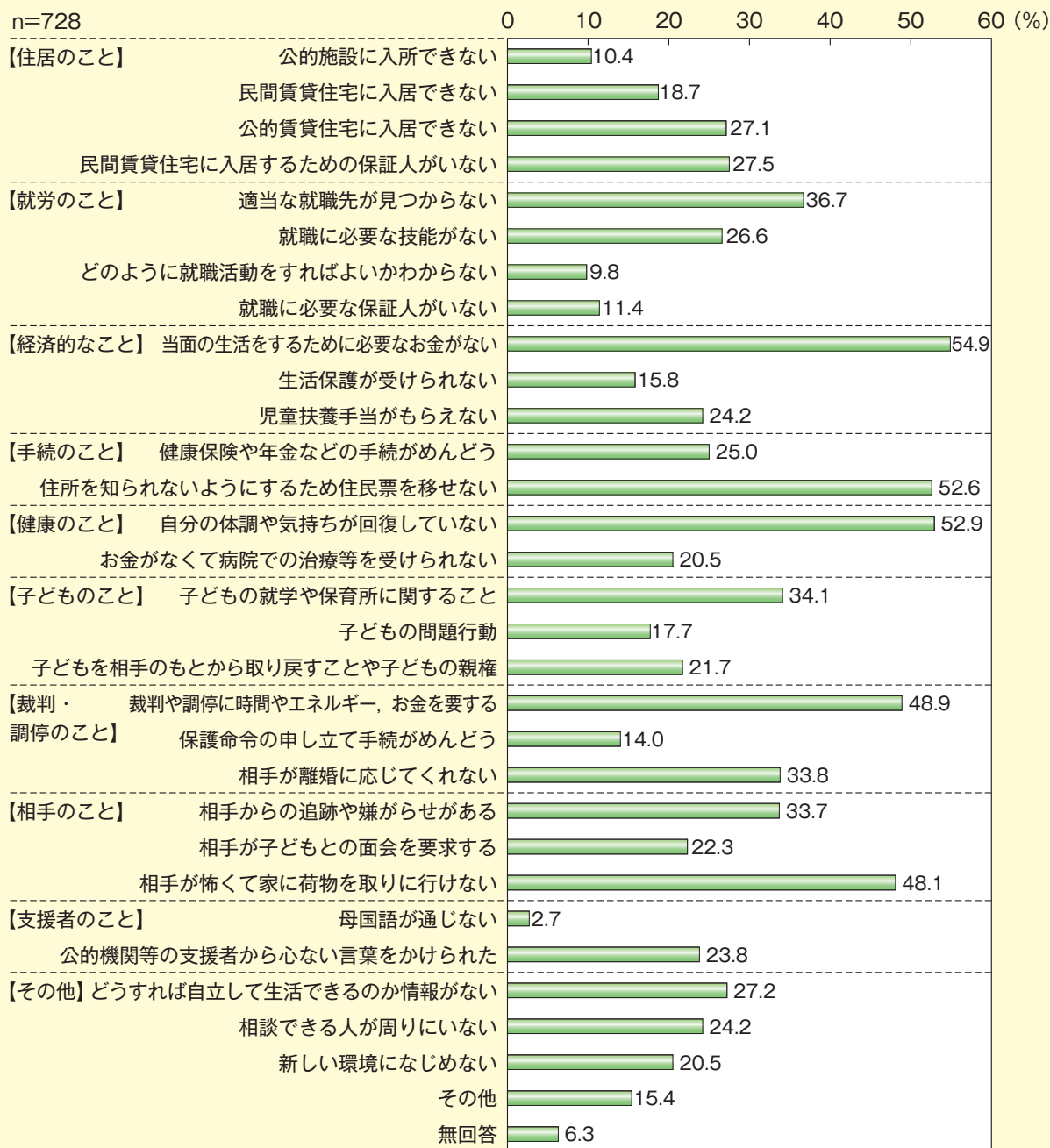
Ⅰ-3-1図 配偶者からの被害経験(男女別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

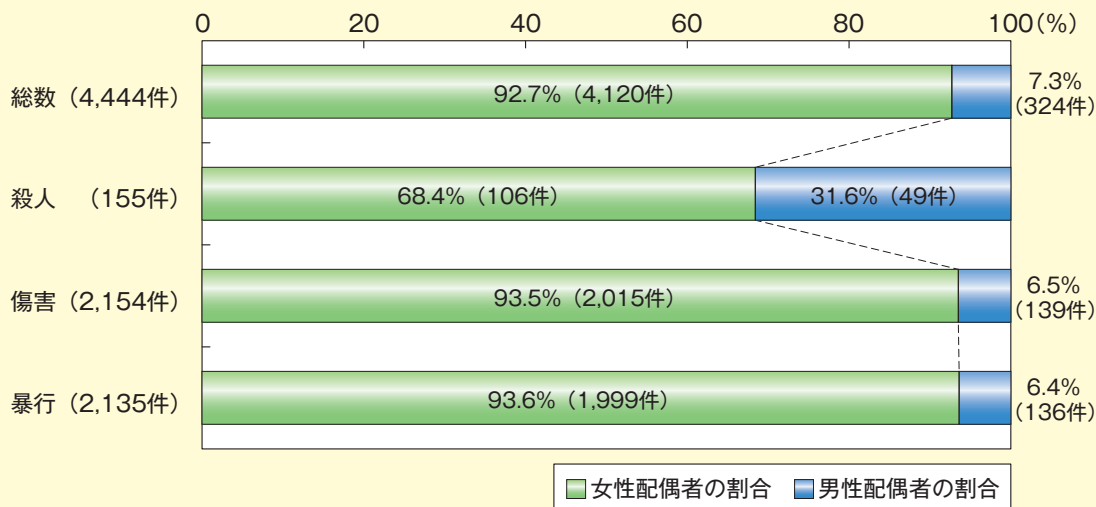
⁸ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

I-3-2 図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年)より作成。

I-3-3 図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成25年）



（備考）警察庁資料より作成。

（増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数）

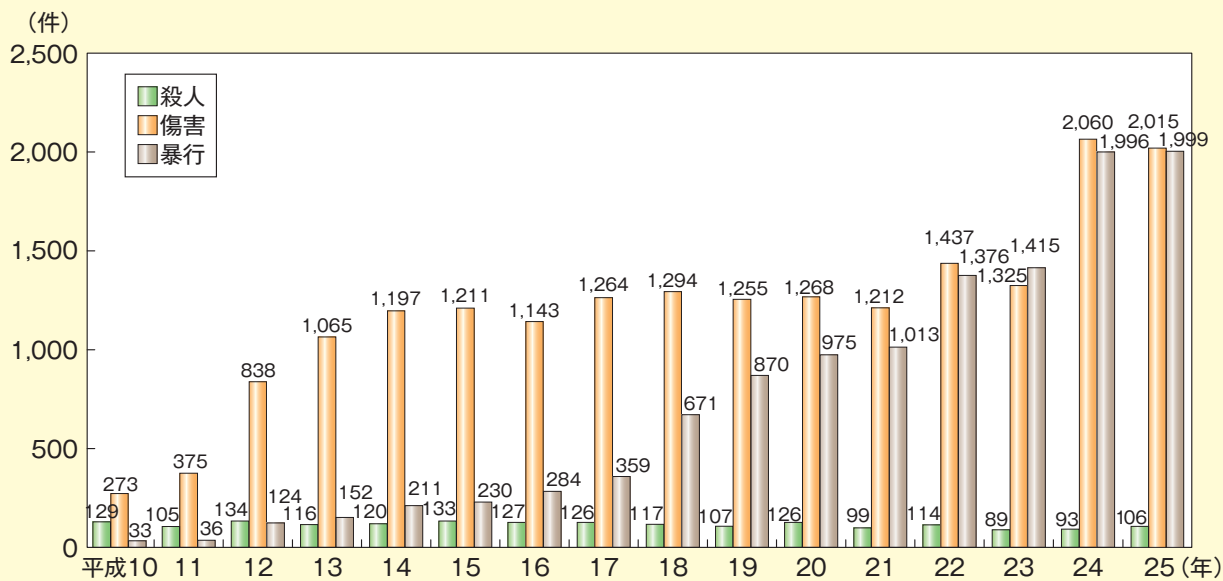
配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、傷害はこれまで高水準で推移しており、平成24年には傷害及び暴行が急増した。25年は傷害が2,015件、暴行が1,999件と横ばいで推移した⁹（I-3-4 図）。

（夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数）

平成24年度の家庭裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万7,892件、うち妻からの申立総数は4万9,156件、夫からの申立総数は1万8,736件となっている。

妻からの申立ての動機は、「性格が合わない」

I-3-4 図 夫から妻への犯罪の検挙状況



（備考）警察庁資料より作成。

⁹ 脚注8に同じ。

(45.6%)に次いで「暴力を振るう」(27.2%)が多く、さらに、「生活費を渡さない」(25.3%)、「精神的に虐待する」(23.2%)等、夫からの暴力が大きな動機の一つとなっている（I-3-5図）。

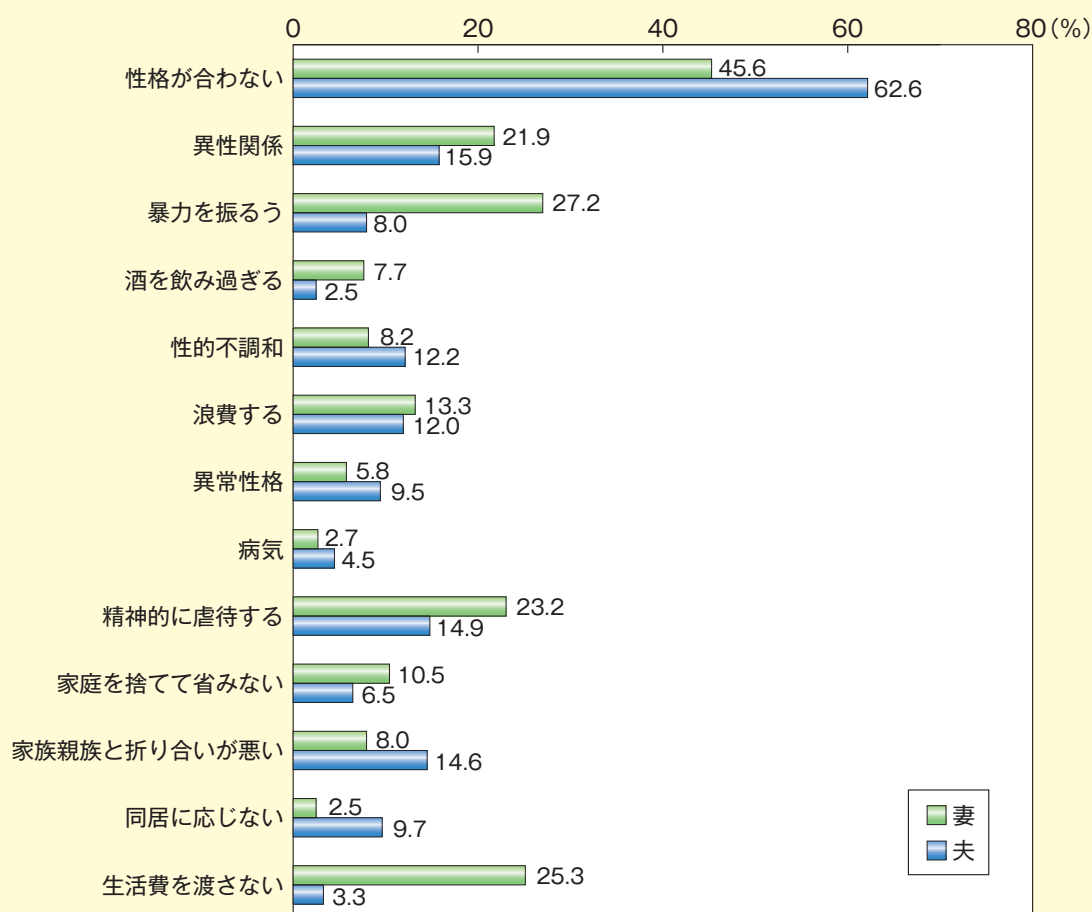
（配偶者暴力相談支援センター等への相談件数）

平成25年6月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改正され、法律の題名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹⁰」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に改められた。

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成26年3月現在、全国238か所（うち市区町村が設置する施設は65か所）が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。24年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万9,490件で、毎年度増加している（I-3-6図）。

また、平成25年中の警察における配偶者からの暴力事案認知件数は4万9,533件で、法施行後最多となっている。配偶者からの暴力事案における検挙件

I-3-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合（平成24年度）

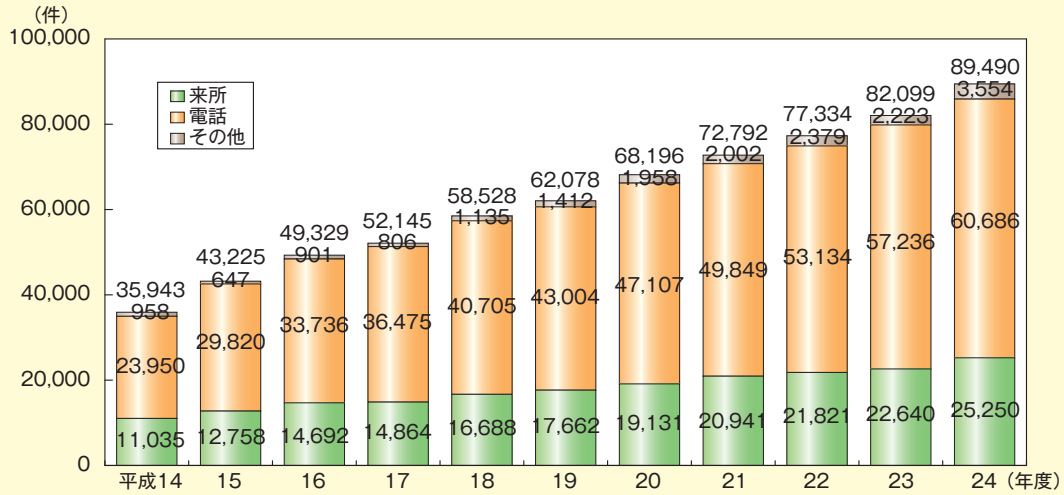


（備考）1. 最高裁判所「司法統計年報」（平成24年度）より作成。
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。

¹⁰ 配偶者暴力防止法は、これまで3度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、保護命令を発令することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。第3次改正では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

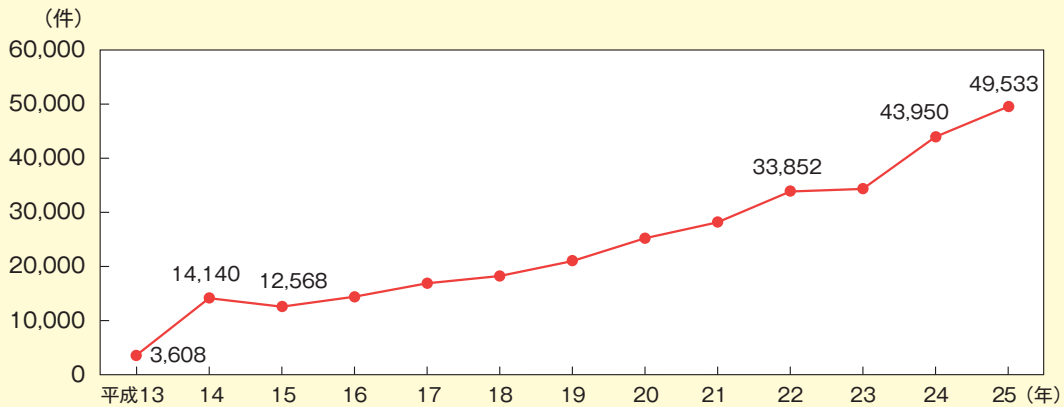
数は4,405件で、刑法等の適用による検挙が4,300件、保護命令違反による検挙が110件である（I-3-7図）。

I-3-6図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

I-3-7図 警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数



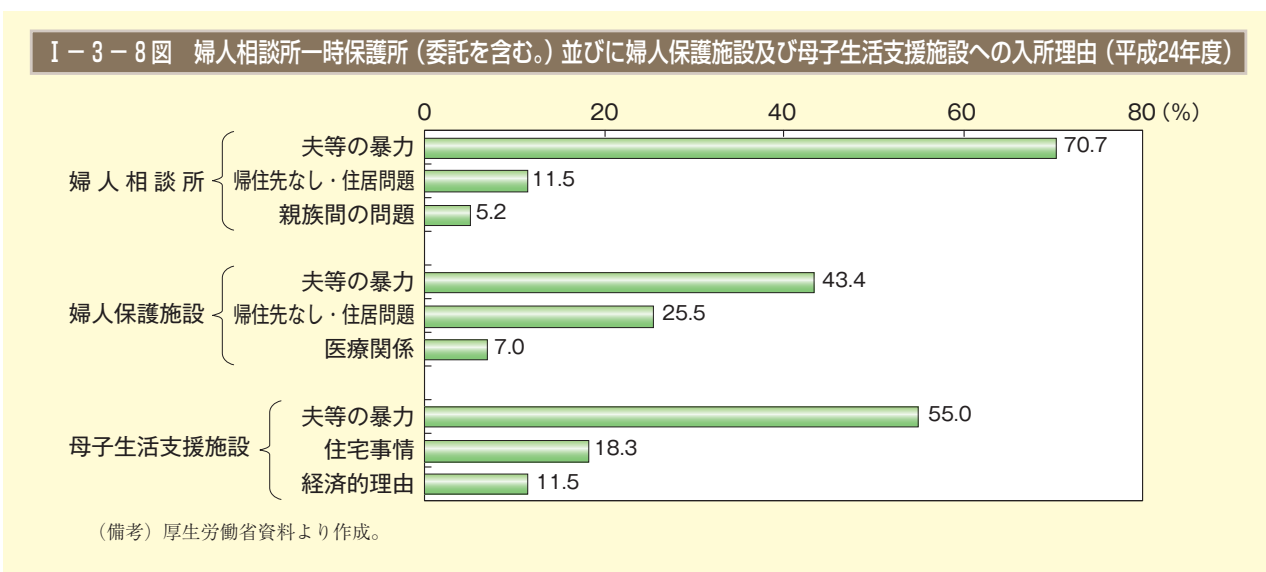
(備考) 警察庁資料より作成。

(婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

平成24年度中の婦人相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由のうち「夫等の暴力」を挙げた者の割合は、70.7%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由を見ると、「夫等の暴力」を挙げた者の割合はそれぞれ43.4%、55.0%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所が最も高い割合となっている(Ⅰ-3-8図)。

(シェルター設置状況)

シェルター(配偶者からの暴力等から逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、全国に49か所(平成25年4月1日現在)、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に49か所(公営22か所、民営27か所(平成25年4月1日現在))、母子生活支援施設は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、全国に256か所(公立127か



所、私立129か所(平成25年3月末現在))がそれぞれ設置されている。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している民間シェルターがあり、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

法施行後から平成25年12月末までに終局した保護命令事件3万1,969件のうち、申立書に配偶者暴力相談支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは4,455件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1万5,872件、双方への相談等の

事実の記載があったのは1万894件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは626件となっている。

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万5,271件(79.0%)、そのうち被害者に関する保護命令のみが発令されたのは1万995件(43.5%)となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは、2,945件(11.7%)、「子」への接近禁止命令が発令されたのは、9,913件(39.2%)、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは、1,418件(5.6%)となっている(Ⅰ-3-9表)。

法施行後平成25年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.8日となっている。

なお、法施行後から平成22年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は606件である。

I-3-9表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等		
	総数	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	認容（保護命令発令）件数												1. 被害者に関する保護命令のみ発令された場合	2. 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合			3. 「子への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）	4. 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）
			1. 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	2. 接近禁止命令・退去命令	3. 接近禁止命令・電話等禁止命令	4. 接近禁止命令のみ	5. 退去命令のみ	6. 電話等禁止命令（事後発令）	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な親族等への接近禁止命令						
平成13年	171	153		123			32		91	0									4	26
平成14年	1,426	1,398		1,128			326		798	4									64	206
平成15年	1,825	1,822		1,468			406		1,058	4									81	273
平成16年	2,179	2,133		1,717			554		1,098	5				55	5				75	341
平成17年	2,695	2,718		2,141			190		730	4				1,205	12				147	430
平成18年	2,759	2,769		2,208			166		710	8				1,320	4				146	415
平成19年	2,779	2,757		2,186			173		640	7				1,364	2				140	431
平成20年	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450	
平成21年	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526	
平成22年	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504	
平成23年	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458	
平成24年	3,145	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504	
平成25年	2,991	2,984	749	2,312	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500	
合計	32,054	31,969	4,253	25,271	3,217	756	1,985	2,411	5,762	71	10	2,940	5	9,869	44	1,383	35	1,634	5,064	

- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2, 3, 4のそれぞれ(1)が前者、1の(6), 2, 3, 4のそれぞれ(2)が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
 5. 平成25年の数値は、速報値である。

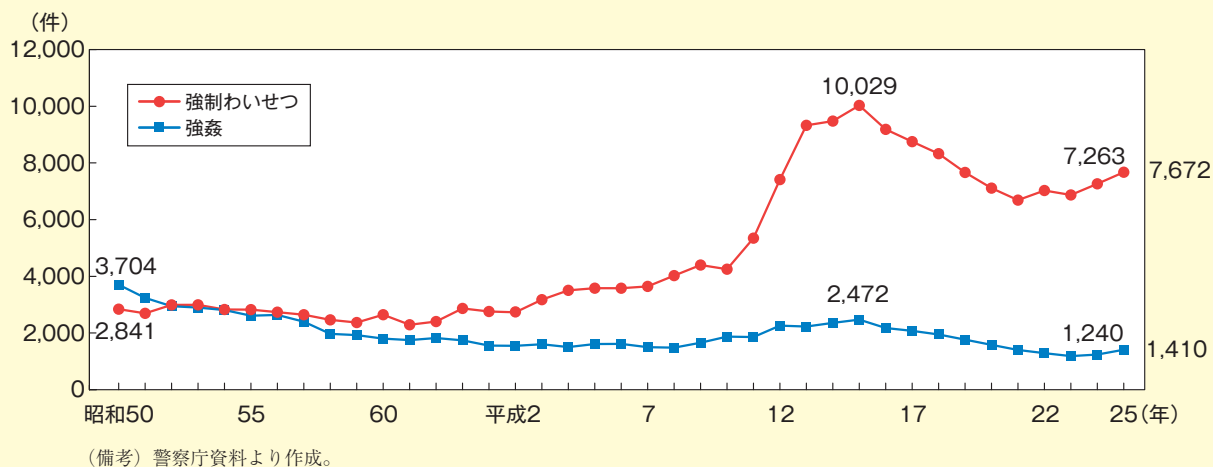
第2節 性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成16年から減少し続けていたが、24年から増加に転じ、25年は前年から170件（13.7%）増加して1,410件となった。

強制わいせつの認知件数は、平成16年から減少し続けていたが、22年から増加傾向に転じ、25年は前年から409件（5.6%）増加して7,672件となった。なお、警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策等の性犯罪被害者支援を推進している（I-3-10図）。

I-3-10図 強姦，強制わいせつ認知件数の推移



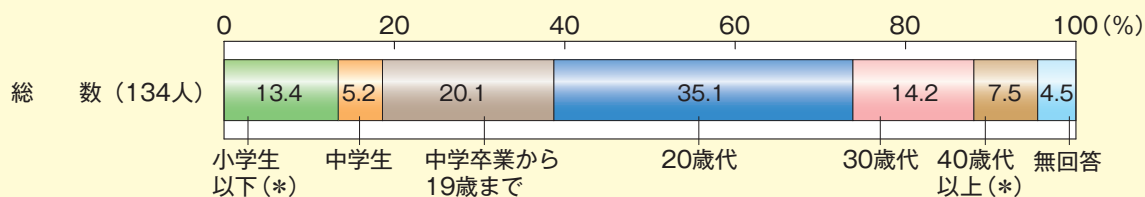
(異性から無理やり性交された経験)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)において，女性(1,751人)に，これまでに異性から無理やり性交された経験を聞いたところ，「1回あった」が4.1%，「2回以上あった」が3.5%で，被害経験がある女性は7.7%となっている。被害にあった時期としては，「20歳代」が35.1%で最も多く，次いで「中学卒業から19歳まで」が

20.1%となっており，「30歳代」が14.2%となっている。低年齢で被害を受けた者の状況は，「中学生」が5.2%，「小学生以下」が13.4%となっている(I-3-11図)。

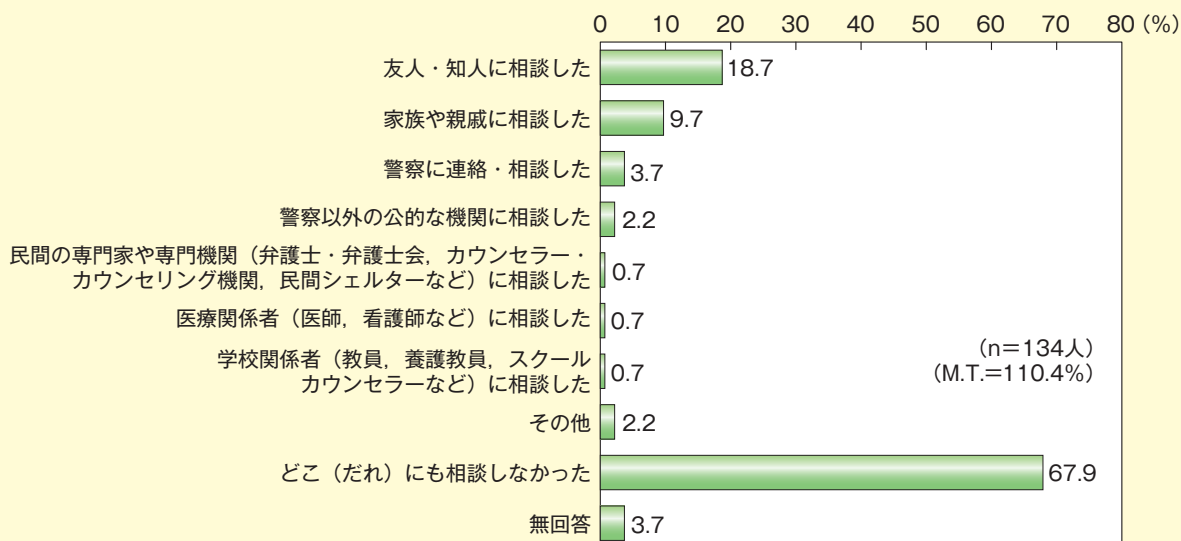
異性から無理やり性交されたことがあった女性のうち，被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」者は67.9%で6割を上回っている(I-3-12図)。

I-3-11図 被害にあった時期



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 *上記の図では，下記のように一部の選択肢を合算して表記している。
 小学生以下：「小学入学前」「小学生のとき」の合算
 40歳代以上：「40歳代」「50歳代以上」の合算

I-3-12図 被害の相談先（複数回答）



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）より作成。

第3節 売買春の実態

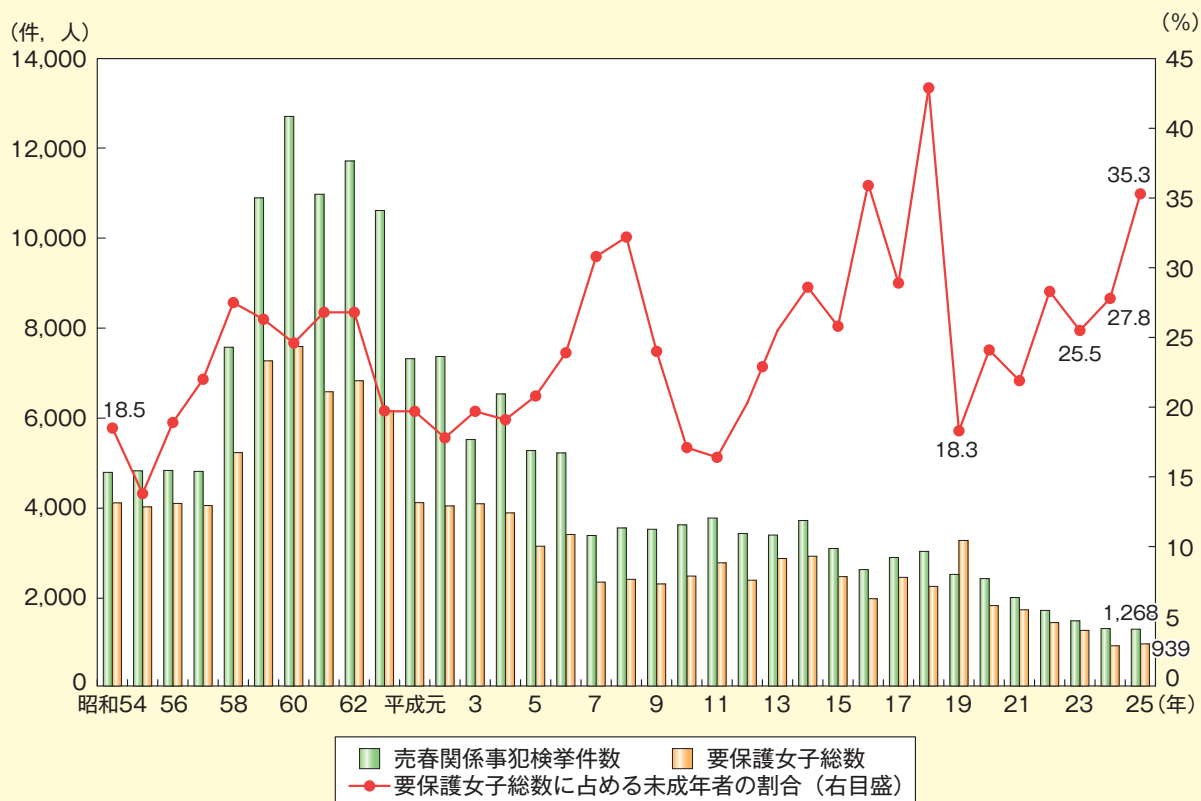
（売春関係事犯検挙件数等）

平成25年中の売春関係事犯検挙件数は1,268件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は939人で前年に比べ増加し、そのうち未成年者が占める割合も35.3%と、前年に比べ7.5ポイント上昇している（I-3-13図）。

（児童買春検挙件数）

平成25年中の児童買春事件の検挙件数は709件（前年比14件増）であり、このうち、出会い系サイトの利用に起因するものが123件（17.3%）、コミュニティサイトに起因するものは351件（49.5%）となっている。

I-3-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

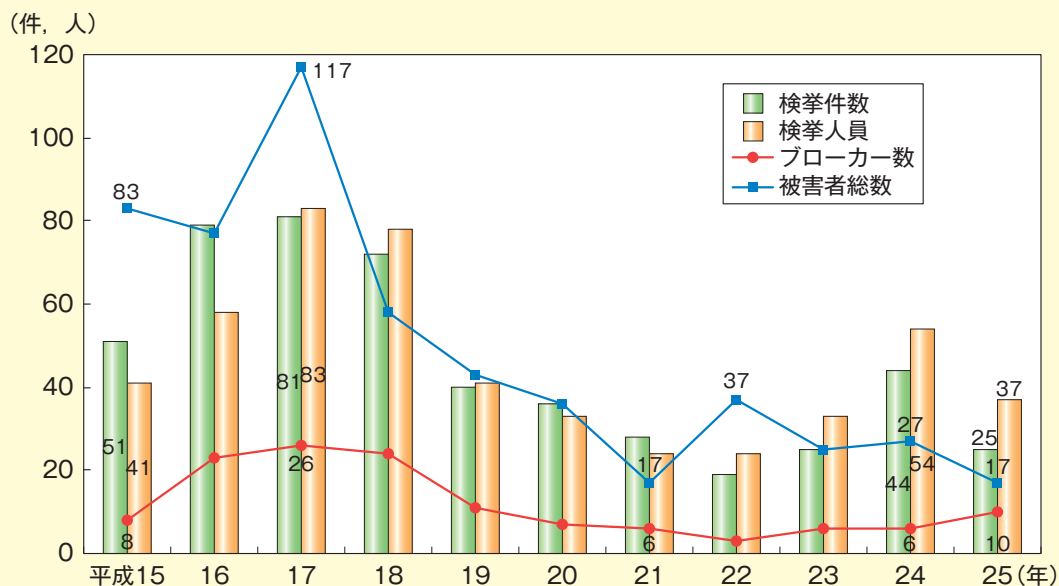
第4節 人身取引の実態

(人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成25年中における人身取引事犯の検挙件数は25件、検挙人員は37人であ

り、検挙人員のうちブローカーが10人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は17人と減少傾向にある（I-3-14図）。被害者の国籍は、日本が10人と最も多く、次いでタイ6人となっている。

I-3-14図 人身取引事犯の検挙状況等



(備考) 警察庁資料より作成。

第5節

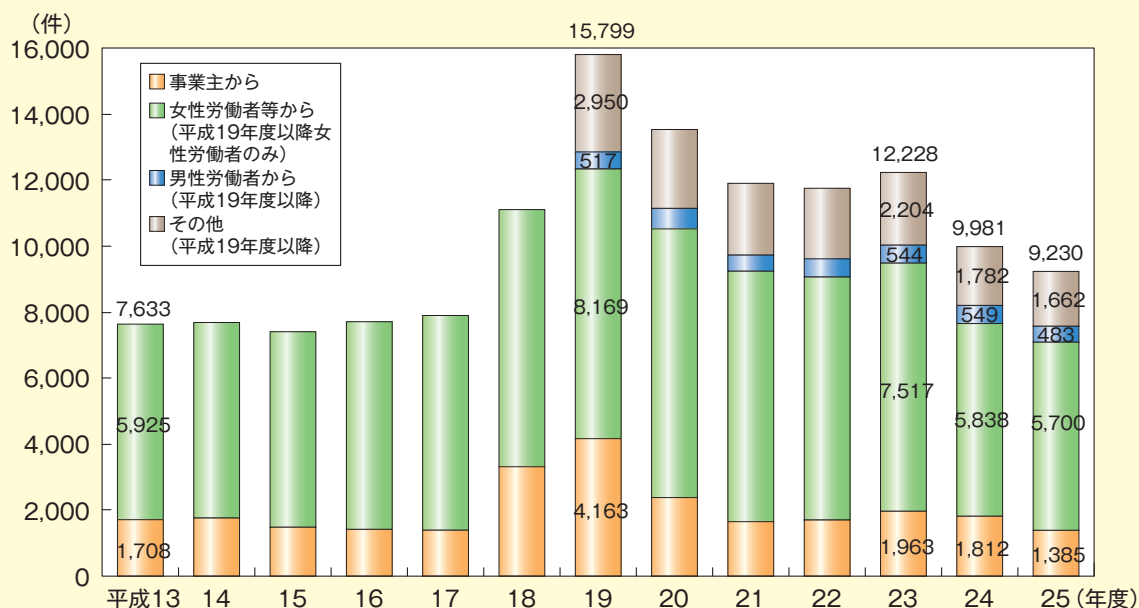
セクシュアル・ハラスメントの実態

(雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成25年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せら

れたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は9,230件で、そのうち女性労働者からの相談件数は5,700件(61.8%)で全体の6割を占めている(I-3-15図)。

I-3-15図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第6節 ストーカー行為の実態

(ストーカー事案の認知件数)

平成25年中のストーカー事案の認知件数は、2万1,089件で、前年に比べ1,169件（5.9%）増加している。また、被害者の90.3%が女性で、行為者の86.9%が男性となっている（I-3-16図）。

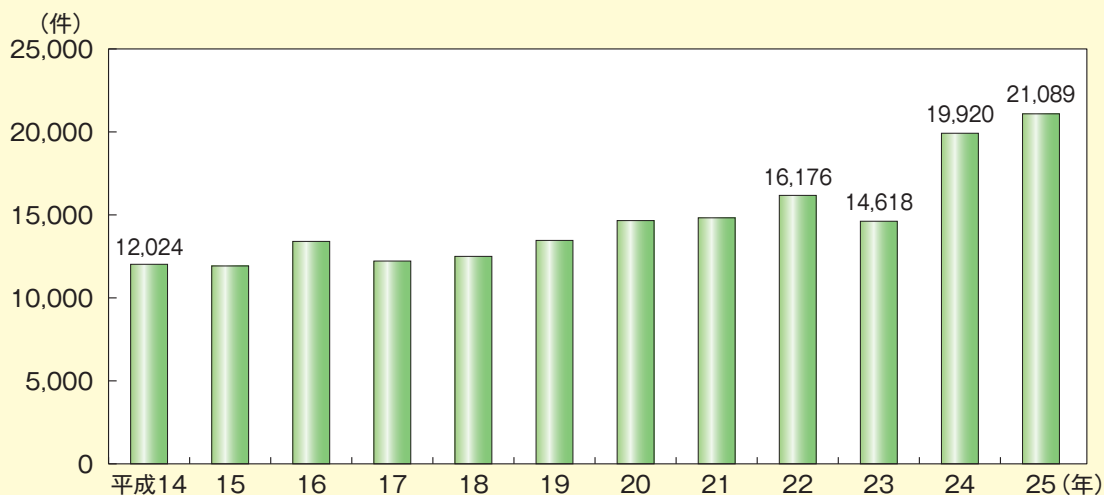
(ストーカー事案に対する対応状況)

平成25年中のストーカー事案における検挙件数は1,889件で、刑法等の適用による検挙が1,574件、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法

律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）違反による検挙が402件である。また、ストーカー規制法に基づく警告は2,452件で、前年に比べ168件（7.4%）増加している。警告に従わない者に対する禁止命令等は103件発令されている。

平成25年中に、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は6,770件で、前年に比べ2,285件（50.9%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,884件（前年比310件増加）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが704件（前年比169件増加）となっている。

I-3-16図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

本章のポイント

第1節 生涯を通じた男女の健康

- 母子保健関係指標は低下傾向。ただし、母の年齢別周産期死亡率は、30歳代以降年齢とともに増加。
- 平成25年の新規HIV感染者・エイズ患者報告件数はともに増加し、HIV感染者は過去3位、エイズ患者は過去2位。年齢では、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中。
- 肥満者の割合は、男性は40歳代が最も高く36.6%、次いで50歳代が31.6%。女性は年代とともに上昇。
- 女性の医療施設従事医師、同歯科医師の割合は年々上昇しているが、薬局・医療施設従事薬剤師の割合は平成14年以降横ばい。

第2節 高齢期の状況

- 平成25年12月1日現在、男性では5人に1人、女性では4人に1人以上が65歳以上の高齢者であり、75歳以上では6割以上が女性。
- 定年前後の労働力率を長期的にみると、女性は男性よりも水準は低いものの、上昇傾向が続いている。
- 家族内の主な介護者のうち、約7割が女性、全体の3分の1以上が要介護者の妻となっているなど、配偶者間の介護の負担が女性に偏っている。

第1節 生涯を通じた男女の健康

(母子保健関係指標の動向)

女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

厚生労働省「人口動態統計」(平成24年)によると、平成24年の出生数は103万7,231人、乳児死亡数は2,299人、新生児死亡数は1,065人、周産期死亡数は4,133人となっており、乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率についての長期的な動向を見ると、いずれも総じて低下(改善)傾向にある。

また、平成24年の出生数を母の年齢別にみると、30～34歳が35.5%と最も多く、次いで25～29歳が28.2%となっており、40歳以上は4.1%と少なくなっている。一方、母の年齢別周産期死亡率(出産千対)を見ると、25～29歳が3.3と最も低くなっているが、30歳代以降は年齢とともに増加し、45歳以上では

18.5となっている。

(人工妊娠中絶件数の動向)

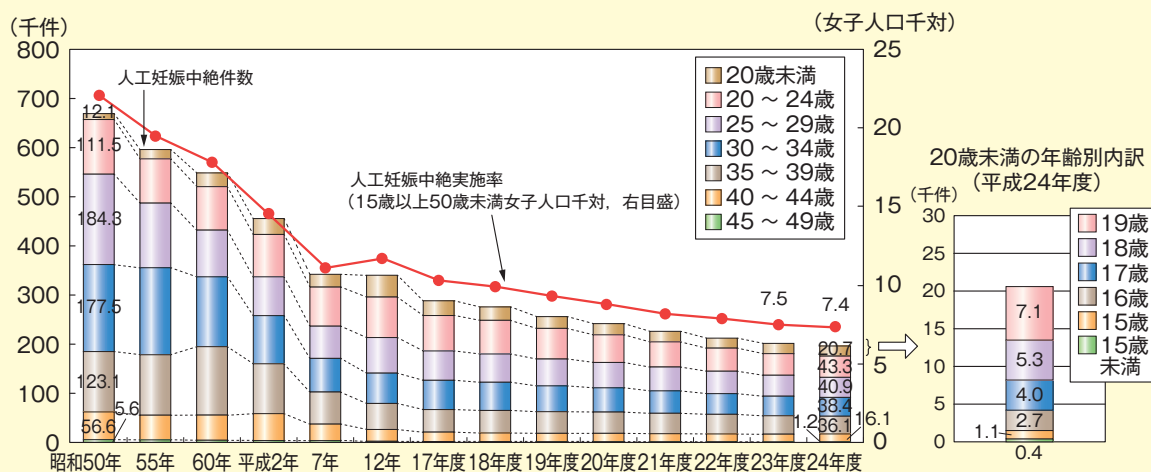
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)について昭和50年から平成24年度までの動向を見ると、総数では件数、実施率共に総じて減少傾向にある(Ⅰ-4-1図)。また、20歳未満の件数の全年齢に占める割合は、昭和50年の1.8%から、平成14年度には13.7%となり、それ以降減少傾向にあったが、20年度以降5年連続で上昇し、24年度には10.5%と、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

(女性特有のがん)

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成23年)¹¹で見ると、子宮がんは5.5万人、乳がんは19.2万人となっている。

¹¹ 宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

I-4-1 図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



(備考) 1. 平成12年までは厚生省「母体保護統計報告」、17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。
 2. 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。
 3. 実施率の「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含め50歳以上の数値は除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。

がんは早期発見が重要であるが、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)によると、我が国における女性のがん検診の受診率(過去2年間)は、子宮がん検診においては20歳以上で32.0%、乳がん検診においては40歳以上で31.4%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。

(若年での感染が多いHIV感染者¹²⁾)

凝固因子製剤による感染例を除いて、平成25年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計報告件数(平成25年速報値)は、HIV感染者1万5,783件、エイズ患者7,188件となっている。

平成25年に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,077件(男性1,035件、女性42件)、エイズ患者は469件(男性451件、女性18件)で(平成25年速報値)、前年に比べてHIV感染者・エイズ患者の報告件数はともに増加した。HIV感染者は過去3位、エイズ患者は過去2位であった。HIV感染者の推定感染地域を見ると、全体の85.0%(915件)が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感

染が報告された感染者報告数(平成25年速報値)を見ると、20歳代が全体の29.1%、30歳代が34.4%を占めており、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中している。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成24年国民健康・栄養調査」によると、肥満者の割合は、男性では、40歳代が36.6%と、他の年齢階級に比べて最も高く、次いで50歳代が31.6%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上では約5人に1人となっている。一方、低体重(やせ)の者の割合は、女性では、20歳代が21.8%と最も高く、次いで30歳代が17.1%となっている。

運動習慣のある者の割合は、「平成24年国民健康・栄養調査」によると、男性で36.1%、女性で28.2%と平成23年と比べてほぼ変わらない。年代別に見ると、男性は70歳以上が、女性は60歳代が最も高く、それぞれ約5割、約4割で、男性では50歳代以下ではいずれも2割台、女性では30歳代が最も低

¹² HIV感染者とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシスティス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

く13.9%となっている。

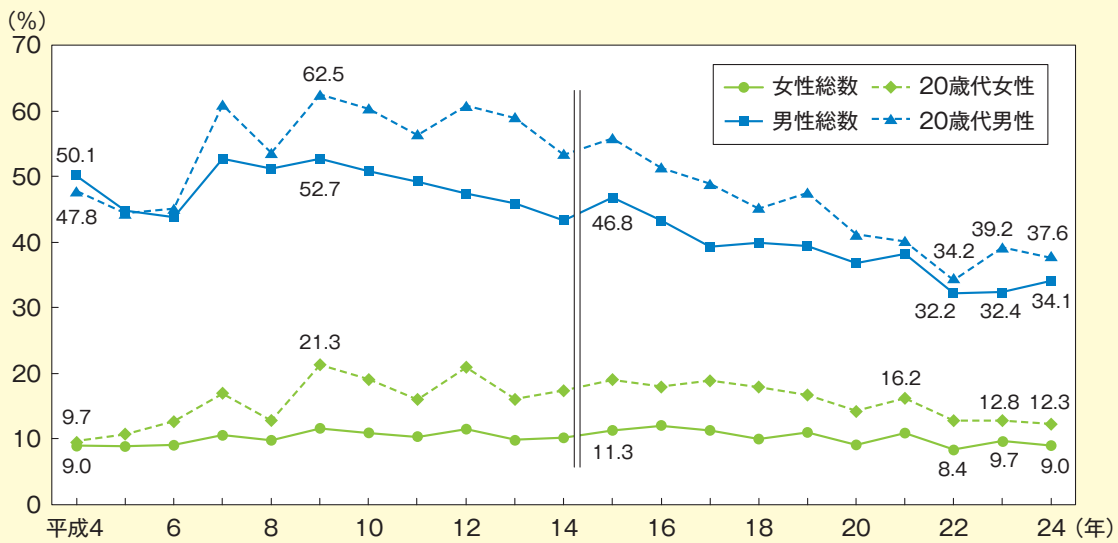
(喫煙率の動向)

喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は平成15年の46.8%から24年の34.1%まで低下しているが、女性では15年は11.3%、24年は9.0%とほぼ横ばいで推移している。年代別に見ると、ここ数年男女ともに20歳代の喫煙率が低下傾向にある（I-4-2図）。

(上昇を続ける女性医師等の割合)

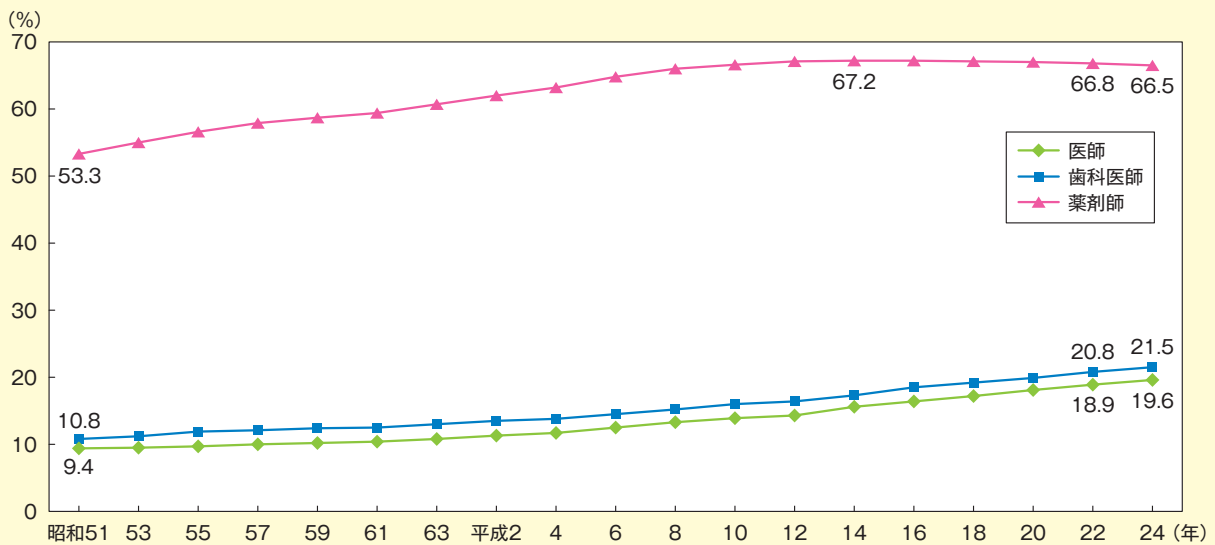
女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に就く女性も増加しており、医療施設で働いている医師、歯科医師に占める女性の割合は引き続き上昇傾向にある。女性医師の割合は昭和51年の9.4%から平成24年の19.6%まで上昇を続けている。薬局・医療施設で働いている薬剤師に占める女性の割合は14年まで上昇したが、それ以降は横ばいとなっている（I-4-3図）。

I-4-2図 喫煙率の推移（男女別・年代別）



(備考) 1. 平成14年までは厚生労働省「国民栄養調査」、15年からは厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。
2. 「国民栄養調査」と「国民健康・栄養調査」では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

I-4-3図 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移

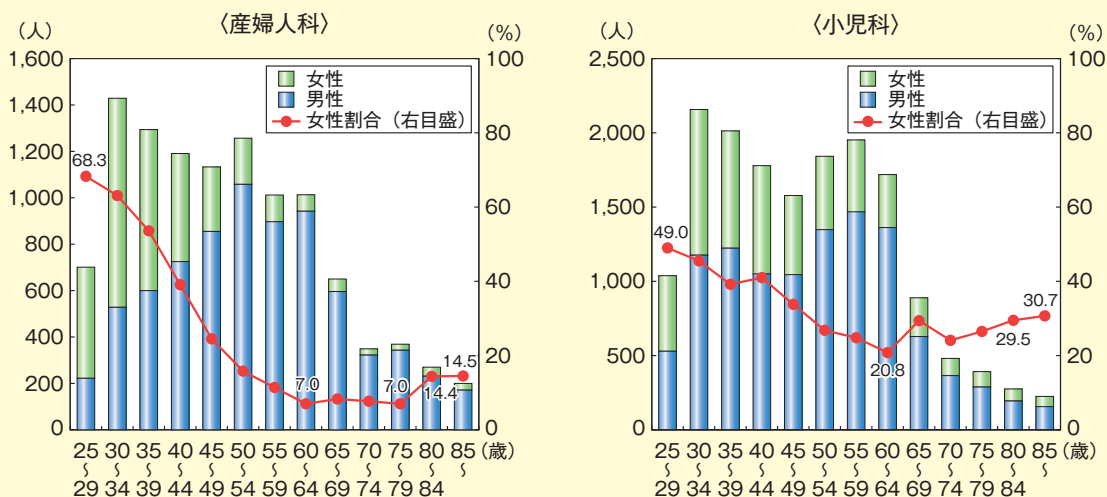


(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

医師を取り巻く状況を見ると、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により女性医師の中には、育児、介護等と仕事との両立が難しい者もあり、医師不足が社会問題となっている。特に、産婦人科医、小児科医については、新規に医師にな

る者の多い20歳代でそれぞれ68.3%、49.0%となっている女性医師の割合が、年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がうかがえ、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある（I-4-4図）。

I-4-4図 年齢階級別医師数（産婦人科・小児科，男女別・年齢別）（平成24年）



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成24年)より作成。
2. 産婦人科の医師とは、主たる診療科が産婦人科と産科の医師である。

第2節 高齢期の状況

(高齢化の現状)

総務省「人口推計」によると、平成25年12月1日現在、日本の総人口は1億2727.2万人となっている。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口割合）は25.2%に達し、男性では5人に1人以上（22.3%）、女性では4人に1人以上（28.0%）となっている。総人口に占める75歳以上人口割合を見ても、男性で10人に1人（9.7%）、女性で7人に1人（14.7%）となっており、75歳以上人口の6割以上を女性が占めている。

また、厚生労働省「平成24年簡易生命表」によると、平成24年の平均寿命は、男性は79.94年、女性は86.41年となっている（I-特-1図参照）。

(高齢男女の就業)

60歳以上の男女の労働力率は、それぞれ諸外国に比べると高い水準にある（I-特-13図参照）。

定年前後の労働力率を長期的にみると、女性は男性よりも水準は低いものの、長期的に見ると上昇傾向が続いている。また、高齢女性の労働力率を世代別にみると、若い世代になるほど上昇している（I-特-14図参照）。

(介護の状況)

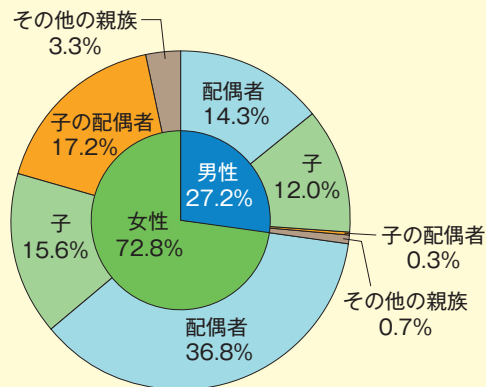
厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成26年3月審査分)によると、介護を必要とする高齢者（要支援1-2及び要介護1-5の受給者総数）は、女性が336.8万人と男性の142.3万人の約2.4倍となっている。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高いなどの理由により、高齢女性の介護は重要な課題である。

他方、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)によると、介護の担い手としての女性を取り巻く状況を見ると、介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者を見ると、全体の約7割が女性であり、また、全体の3分の1以上を要介護者の妻が占めており、男性の方が平均寿命が短いことなどを背

景に、配偶者間の老老介護の負担が女性に偏っている状況がうかがえる。また、介護に当たっている者の立場を見ると、女性では「子の配偶者」が17.2%いるが、男性では「子の配偶者」は0.3%にとどまっており、仕事と介護の両立という意味でも、女性の方が難しい立場に置かれる傾向にある（I-4-5図）。

こうした介護負担は特に女性の労働供給に影響を与えている可能性がある。総務省「労働力調査（詳細集計）」により、介護・看護の理由で離職した者の推移をみると、女性の方が一貫して多くなっており、再就職しておらず将来的に就業も希望していない者は平成25年で6万人となっている（I-特-9b図参照）。

I-4-5図 介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者割合（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)より作成。
 2. 介護を要する者から見た介護者の立場を示しているため、それぞれ以下に当たる。
 女性：「配偶者」は妻の立場、「子」は娘の立場、「子の配偶者」は嫁の立場。
 男性：「配偶者」は夫の立場、「子」は息子の立場、「子の配偶者」は婿の立場。